南浜町1番11, 海洋町4番12 集会所(文化交流施設)

□ 敷地周辺の環境

- ・ 埋立てにより整備された南芦屋浜(潮芦屋)地区は、既成市街地から離れ、海辺の新たな住宅地環境を育てていこうとしている地区である。兵庫県企業庁が土地分譲を行うこの南芦屋浜地区のビジョンは「潮芦屋計画」に示され、市は地区計画を活用して漸進的な開発の調整を行っているところである。
- ・ 計画地には、第一種住居地域、および芦屋市都市景観条例に基づく景観形成地区(センター地区) が指定されている。センター地区は、マリーナ水域に面し、南芦屋浜地区での多様な生活と都市活動 を支援する商業施設、公益施設、文化施設等が集中する地区と位置づけられている。景観形成の方針 は、緑のモールやマリーナ地区との調和・関係性に配慮し、南芦屋浜の顔として賑わいのある街並み 形成を図ることである。
- ・ 南芦屋浜地区では、戸建住宅地の開発が進むなか、商業機能や交流機能などの都市的機能の整備が センター地区で進められようとしており、それぞれの施設相互の関係性に配慮し、全体として景観形 成を進めていく途上にある。このため特に、公共的施設は、南芦屋浜の景観構造の形成に寄与するこ とが期待されている。
- ・ 南芦屋浜地区は高架構造物などによって市街地との連続性は弱いが、芦屋の地形的特徴である山と 海を意識する風景は重要な景観資源であり、この大きな風景構造への配慮は南芦屋浜の景観形成上の 基本である。
- ・ 計画地は南芦屋浜地区の中央に位置し、親水公園に隣接する。このあたりは、水辺や緑、オープンスペース、公共的機能が有機的に連続することにより、地区を特徴づけるような景観形成が求められるエリアある。

□ 周辺環境及び地域コンテクストにもとづき基本的に注意すべきこと

・ 計画地は商業施設に隣接する角地敷地であることから、通りを歩く人々や車からの視線に対して積極的に配慮し、街並み景観に寄与するよう、街角を創出するようなデザインの工夫が求められる。特に、東面の隣地については平成22年3月に商業施設が開業し人や車の往来が増加すると考えられ、道路からの見え方への配慮が重要である。

また、北側は道路を挟んで更地が広がり、今後住宅地として土地利用される計画があるため、住宅地と隣接して建つことを意識するとともに、街路樹のある通り景観への配慮が求められる。

- ・ 計画地の西側は道路を挟んで親水中央公園(20,122 ㎡)が整備されており、また、南面は親水緑地を介して親水中央公園から続く緑豊かな歩道と水路に面している。オープンスペースに接することから、特に南側からの視界が開けることに配慮し、親水緑道から建築物の長大な壁面が意識されないよう、壁面の分節化や視線の抜けなどの工夫が求められる。また、緑道を始め、周辺のオープンスペースや人が集まる場所からの六甲山系への眺望に配慮し、建築物が眺望を阻害しないような配置やスカイラインの形成に十分配慮する必要がある。
- ・ 道路やオープンスペースとの関係でアイストップになる場所であることに配慮し、周辺からの見えや、緑の連続性に配慮する。親水緑地の南の住宅地との緑の連続性やテニスコートのフェンスや仕切りも周辺に圧迫感を与えないような配慮が重要である。
- ・ 公共施設であることを鑑み、計画地が接する親水緑道との一体性を意識した配置や外構とし、緑の

連続性や広がりの有る空間構成が求められる。また、北面や東面に対しても通りの街路樹との積極的な関わりにより緑豊かな景観を提供することが求められる。

- ※ 当該計画は、公共主体による広く市民に利用される基幹的な施設であることから、景観形成に主導的な役割を果たすことが強く求められるものである。具体的には下記についての配慮が必要と考える。
 - ・ 交差点に位置するため、あらゆる面からの視線に配慮した総合的なデザインを計画する。
 - ・ 敷地内の緑地と、親水緑地や親水中央公園との連続性に配慮した一体的なデザインとする。